

特集

みやざき被害者支援センターの 外国人被害者支援について

公益社団法人みやざき被害者支援センター 大野さおり

当センターは、平成16年(2004年)に設立、今年(令和4年)で18年目を迎えます。これまで当センターで行った外国人の犯罪被害者支援は、件数的には少なく、令和3年度(2021年度)までに2件でした。

これまで関東ブロックのセンターでは、年間で数件と外国人の犯罪被害者支援をされているとお聞きしております。年間数件の支援をされている他センターがある中、「たった2件?でこの寄稿を…」と思われた方もいらっしゃると思いますが、地方の被害者支援センターの外国人犯罪被害者の方への支援について、課題と感じたことを述べさせていただきたいと思います。

ひとつめの支援は、センター設立から間もない時でした。自宅が放火され、妻(日本人)と娘さんを亡くされたご遺族の方(外国人)の支援でした。

加害者には「無期懲役」の判決が下りましたが、この判決についてご遺族は「日本の死刑制度の基準が曖昧である」、「終身刑制度が不十分である(加害者は、殺人・殺人未遂等の前科が複数あり、何度も収容されていました。)」と受け止められました。その結果、法務大臣に対し署名活動をしたいと考えられ、当センターに署名活動の手伝いの依頼が、ご遺族担当の弁護士経由でありました。

センター内で検討した結果、「署名活動についてボランティアの活動は現在のところ行ってないし、署名活動をボランティアに強制することはできないのです」とお伝えすることとなりましたが、センターの支援活動としてご遺族の引越(荷造り、清掃等)の支援を提供することになりました。

裁判の結果、損害賠償命令が下りましたが、加害者に支払い能力がなく支払われない状況で、ご遺族は自己資金で全国を一人で周って署名活動と講演活動等をされ、センターには折を見てご報告をいただきました。「このような常習的に凶悪な犯罪を繰り返す加害者を社会に二度と出さない法律にしなければいけない。この活動は私と同じような辛い思いをする日本国民を増やさないように、終身刑を創設するまで続けなければならない」とお話いただきました。

この支援で課題と感じたことは、日本の刑罰制度と、ご自身の出身国の刑罰制度との違いについて、外国人の方にとっては非常に受け入れ難いものであるということでした。

もうひとつの支援は、傷害事件の被害者の方でした。

被害者の方は、日常会話程度の日本語力がある方だったので、電話や面接相談などは通訳者をセッティングすることなく、比較的スムーズに行うことができました。しかし、日本人の被害者の方と同様に難しい法律用語や使い慣れていない用語は理解することが難しく、特に弁護士相談の際は、支援者側でわかりやすいように言い換えたりする必要がありました。そこで、被害者ご本人の希望もあり、法律相談の付添い支援に加え、ご本人が信頼して相談等している日本人の方に同席いただきました。この体制をとったことで、その後の諸手続きや送付された書類の確認などは相談相手の方を含めて行い、負担なく理解いただいたように感じます。この被害者の方も、損害賠償がほとんどされず、入院や通院にかかった医療費は自己負担される状況でした。

この支援を通じて課題と感じたことは

- 1: 「日本の刑罰制度について」どう外国人の犯罪被害者の方に伝えるか
- 2: 経済的支援の改善の2点です。

近年、ほとんどの都道府県、市町村において条例制定に向けて動きが活発になってきております。今後、外国人留学生、外国人労働者の増加を考慮し、民間の犯罪被害者支援機関として、外国人の犯罪被害者支援については、先進的に取り組みをされている他センターを参考にしながら、備えていかなければと思います。

日本語を勉強して来日される方が多いですが、一方で日本語が不自由な方もいらっしゃるの、第三者である通訳人の確保が必要となります。支援の入口となる相談の時に通訳が必要となると、民間の犯罪被害者支援機関だけでは対応が困難で他機関の協力が必要不可欠であると感じます。県・市町村においても条例制定が進んでおり、今後、日本人のみならず外国人の方の被害者についても社会全体で十分な支援ができることを願っています。また、センターとしても外国人被害者支援について十分に検討して備えることが必要と感じています。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク